

「訪問看護、介護予防訪問看護事業」重要事項説明書

3Ms訪問看護ステーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 4067791485)

当事業所は利用者様に対して訪問看護、介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方、又は「事業対象者」が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 法人名 | 合同会社INN |
| (2) 法人所在地 | 福岡県北九州市小倉南区徳力3丁目14番3 703 |
| (3) 電話番号 | 093-967-0279 |
| (4) 代表者氏名 | 代表社員 山本 晃平 |
| (5) 設立年月日 | 令和7年2月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 訪問看護、介護予防訪問看護 |
| (2) 事業所の名称 | 3Ms訪問看護ステーション |
| (3) 事業所の所在地 | 福岡県北九州市小倉北区高坊2丁目12 - 10オアシス霧ヶ丘Ⅱ602号 |
| (4) 電話番号 | 093-967-0279 |
| (5) 管理者 | 藤本 勇志 |
| (6) 開設年月日 | 令和7年11月1日 |

3. 事業の目的

合同会社INNが実施する訪問看護、介護予防訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

4. 運営の方針

本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (2) 事業者自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 訪問看護の提供に当たっては、訪問看護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - (4) 訪問看護の提供に当たる従業者は、訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (5) 訪問看護の提供に当たっては、看護技術の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (6) 訪問看護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、以下の場合を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒まない。
- (1) 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な訪問看護を提供することが困難な場合

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日
営 業 時 間	8：30～17：30（左記は基本であり随時受付可能です）
サービス提供時間	8：30～17：30
延長サービス	随時対応可能です

6. 職員の配置状況

①当事業所では、利用者様に対して訪問看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管 理 者	常勤	1名	計	1名
看 護 師	常勤	3名	計	7名
	非常勤	4名		
理学療法士	非常勤	4名		
事務	非常勤	1名		
内夜間帯勤務者		1名	計	1名

②職務内容

○管理者

1. 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が行われるよう必要な管理を行います。
2. 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書の作成に関し、必要ない指導及び管理を行います。
3. 職員に、法令等の規定を守るため必要な指揮命令を行います。

○訪問看護師

1. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護（介護予防訪問看護）計画書及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を提出し、主治の医師と密接な連携を図ります。
2. 主治の医師の指示に基づく訪問看護（介護予防訪問看護）計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。
3. 利用者への訪問看護（介護予防訪問看護）計画を交付します。
4. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施状況の把握及び訪問看護（介護予防訪問看護）計画の変更を行います。
5. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
6. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。
7. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。

8. 訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）のサービスを提供します。
9. 訪問日提供した看護内容等を記載した訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成します。

③研修に関して

感染予防対策や接遇等の研修を月1回開催し、サービス向上に繋げていきます。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用者の負担割合による額によって介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 看護介護行為
 - ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
 - ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
 - ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
- ② 医療的処置行為
 - ・創傷及び褥瘡処置
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理
 - ・点滴
 - ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
- ③ リハビリ援助行為
 - ・拘縮予防
 - ・認知予防指導（趣味の活用・リハビリテーションなど）
- ④ 介護者に対して
 - ・介護の方法指導・介護施設など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）

- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談・助言

⑤ 延長サービス

- ・随時対応致します。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明し利用者様の同意をいただきます。

〈サービス料金 介護給付費〉

利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります）

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

☆介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合があります。その場合には、一旦1日当たりの利用料（全額自己負担）を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

☆サービス提供証明書を後日、市の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

■訪問看護、介護予防訪問看護（介護保険）

利用者料金(介護保険)			料金	単位		料金	単位
看護師	20分未満	訪問看護	3,250円	314	介護予防	3,093円	303
	30分未満		4,808円	471	訪問看護	4,064円	451
理学療法士・作業療法士 等による訪問		訪問看護	3,001円	294	介護予防 訪問看護	2,899円	284

利用者負担額(介護保険)			一割	二割	三割		一割	二割	三割
看護師	20分未満	訪問看護	321円	641円	962円	介護予防 訪問看護	310円	619円	928円
	30分未満		481円	962円	1443円		461円	921円	1382円
	60分未満		841円	1681円	2521円		811円	1622円	2432円
	90分未満		1152円	2304円	3455円		1113円	2226円	3339円
理学療法士・作業療法士による訪問		訪問看護	300円	601円	901円	介護予防 訪問看護	290円	580円	3339円

■訪問看護、介護予防訪問看護（医療保険）

利用者負担額(医療保険)			一割		二割		三割	
		利用者数	週3日まで	週4日以降	週3日まで	週4日以降	週3日まで	週4日以降
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師	1人	555円	655円	1110円	655円	1665円	1965円
	准看護師	1人	505円	605円	1010円	605円	1515円	1815円
	理学療法士	1人	555円		1110円		1665円	
	緩和ケア	1人	1258円(月一回)		2516円(月一回)		3774円(月一回)	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	看護師	同日2人まで	555円	6550円	1110円	6550円	1665円	1965円
		同日3人以上	278円	3280円	556円	3280円	834円	984円
	准看護師	同日2人まで	505円	6050円	1010円	6050円	1515円	1815円
		同日3人以上	253円	3030円	506円	3030円	759円	909円
	理学療法士	同日2人まで	555円		1110円		1665円	
		同日3人以上	278円		516円		834円	
	緩和ケア	1人	1258円(月一回)		2516円(月一回)		3774円(月一回)	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊中の指定訪問看護を実施した際	1人	850円		1700円		2550円	



精神科訪問看護 基本療養費(Ⅰ)	看護師	1 人	30 分未満：555 円	30 分以上：655 円
			30 分未満：425 円	30 分未満：510 円
	准看護師	1 人	30 分以上：505 円	30 分以上：605 円
			30 分未満：387 円	30 分未満：472 円
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ)	看護師	同日 2 人まで	30 分以上：555 円	30 分以上：655 円
		同日 3 人以上	30 分未満：425 円	30 分未満：510 円
		同日 2 人まで	30 分以上：278 円	30 分以上：328 円
		同日 3 人以上	30 分未満：213 円	30 分未満：255 円
	准看護師	同日 2 人まで	30 分以上：505 円	30 分以上：605 円
		同日 3 人以上	30 分未満：387 円	30 分未満：472 円
		同日 2 人まで	30 分以上：253 円	30 分以上：303 円
		同日 3 人以上	30 分未満：194 円	30 分未満：236 円
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅳ)	外泊中	1 人	850 円	

■各種加算に関して

(介護保険)

各種加算	料金	概要
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	5860円	電話などにより対応があった場合(月一回)
ターミナルケア加算	25525円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア実施した場合
初回加算(Ⅰ)	3573円	退院・退所当日に訪問を行った場合
初回加算(Ⅱ)	3063円	翌日以降に訪問を行った場合
特別管理加算(Ⅰ)	5105円	厚生労働大臣が定める状態に該当する利用者様が対象
特別管理加算(Ⅱ)	2552円	厚生労働大臣が定める状態に該当する利用者様が対象
介護職員等処遇改善手当	10円	毎月のサービス利用料金に対して1.8%分の料金が加算される

(自己負担)

各種加算	一割	二割	三割
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	586円	1172円	1758円
ターミナルケア加算	2553円	5105円	7658円
初回加算(Ⅰ)	358円	715円	1072円
初回加算(Ⅱ)	307円	613円	919円
特別管理加算(Ⅰ)	511円	1021円	1532円
特別管理加算(Ⅱ)	256円	511円	766円

(医療保険)

各種加算	料金	制限
緊急時訪問看護加算	2650円	1日つき(1回限り)
訪問看護管理療養費(機能強化型以外)	7440円	
	3000円	

自己負担額(一回につき)	
交通費	北九州市外部の往復距離(自動車使用) 片道3Km未満 0円 片道3Km以上 300円 以降3Km毎に50円を追加
死後の処置料	1500円 訪問看護サービス提供と連続した場合
複写物交付	一枚につき10円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者様の負担とさせていただきます。

① 時間外利用料金

ご利用時間の延長が生じた場合は、都度対応させていただきます。延長時間によってご利用者様への負担額の変動があります。

② その他費用

訪問看護、介護予防訪問看護事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者様に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者様の負担となります。

③ 介護保険の適用を受けない訪問看護、介護予防訪問看護事業サービスを利用する場合の実費は利用者様の負担となります。

(3) 利用料金お支払い方法

- ① 前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了後翌月15日前後に請求書を発行しますので、翌月末日にお振込にてお支払いいただきます。
- ② 現金でのお支払いも翌月末日までとさせていただきます。

(4) サービス利用の中止

利用予定日の前に、利用者様の都合により、訪問看護、介護予防訪問看護事業サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前8時までに事業所に申し出てください。

【連絡先】（電話番号）093-967-0279

(5) サービス利用の変更

利用者様が訪問看護、介護予防訪問看護事業サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。

該当利用者様に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへの連絡、その他の必要な援助を行います。

8. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者様・ご家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

苦情受付担当者：藤本 勇志

月曜日～日曜日（8：30～17：30）電話番号：070-3776-3872

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 苦情原因の把握

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問をし、状況の聞き取りや事情確認を行う。

② 検討会の開催

管理者は訪問看護師に事実関係の確認を行う。

相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応を検討する。

③ 改善の実施

検討会の結果を踏まえ、改善策を実施する。

④ 解決困難な場合

事業所において処理しえない内容については、行政窓口や国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、対応方法を利用者様の立場に立って検討、対処する。

⑤ 再発防止

改善内容を元に再発防止に向けた研修や設備を整える。

⑥ 事故発生時の対応

事故発生時には、管理者が事実確認を速やかに行い、把握した状況を関係者に報告する。

対処方法を事業所内で検討し、対処した上で関係者へ結果報告する。

事業所において処理しえない内容については、行政窓口や国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、対応方法を利用者様の立場に立って検討、対処する。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

戸畑区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 戸畑区千防1丁目1-1 電話番号 088-823-9972 受付時間 8:30～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
八幡東区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 八幡東区中央一丁目1-1 電話番号 093-671-6885 受付時間 8:30～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
小倉北区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 小倉北区大手町1-1 電話番号 093-582-3433 受付時間 8:30～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町1-3-47 電話番号 092-642-7859 受付時間 8:30～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
八幡西区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 黒崎3丁目15-3 電話番号 093-642-1446 受付時間 8:30～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
小倉南区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 南区若園5丁目1-2 電話番号 093-951-4127 受付時間 8:30～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
若松区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 若松区浜町I丁目1-1 電話番号 093-761-4046 受付時間 8:30～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
門司区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 門司区清滝1丁目1-1 電話番号 093-331-1894 受付時間 8:30～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

9. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターへの連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償(訪問看護事業者賠償責任保険)を速やかに行います。

10. 地域との連携について

- 1 事業所は、訪問看護、介護予防訪問看護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- 2 訪問看護の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、訪問看護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置します。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね6ヶ月に1回以上とします。
- 4 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び北九州市職員、訪問看護について知見を有するものとします。
- 5 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とします。
- 6 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者様または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	藤本 勇志
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

13. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画又は支援計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 1 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 2 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

訪問看護緊急時連絡

【連絡先】（電話番号）080-3744-5724

訪問看護、介護予防訪問看護事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

3Ms訪問看護ステーション

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護、介護予防訪問看護事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）
住所 _____
氏名 _____ 印
続柄 _____